

議第15号

令和4年度滋賀県工業用水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和4年度滋賀県の工業用水道事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 給 水 事 業 所 58事業所
- (2) 年 間 総 給 水 量 18,550,760立方メートル
- (3) 1日平均給水量 50,824立方メートル
- (4) 主要な建設改良事業
彦根工業用水道事業……更新工事
南部工業用水道事業……更新工事

(収益的収入および支出)

第3条 収益的収入および支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

款	項	金 額
1 工業用水道事業収益		千円 1,152,600
	1 営 業 収 益	1,019,507
	2 営 業 外 収 益	133,093

支 出

款	項	金 額
1 工業用水道事業費用		千円 989,700
	1 営 業 費 用	987,485
	2 営 業 外 費 用	2,215

(資本的収入および支出)

第4条 資本的収入および支出の予定額は、次のとおりと定める。

(資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 1,297,800千円は、減債積立金20,663千円、建設改良積立金18,916千円、過年度分損益勘定留保資金 1,190,068千円ならびに消費税および

地方消費税資本的収支調整額68,153千円で補填するものとする。)

収 入

款	項	金 額
1 資 本 的 収 入		千円 8,200
	1 補 助 金	6,767
	2 諸 収 入	1,433

支 出

款	項	金 額
1 資 本 的 支 出		千円 1,306,000
	1 建 設 改 良 費	778,593
	2 企 業 債 償 還 金	20,663
	3 固 定 資 産 購 入 費	914
	4 投 資	505,830

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間および限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
彦根工業用水道改良事業 〔多賀敏満寺ライン〕 〔管路更新その1工事〕	令 和 5 年 度	10,000千円
彦根工業用水道改良事業 〔多賀敏満寺ライン〕 〔管路更新その2工事〕	令 和 5 年 度	50,000千円
彦根工業用水道改良事業 〔彦根浄水場等〕 〔浸水防止対策工事〕	令 和 5 年 度	35,000千円
南部工業用水道改良事業 〔湖南団地ライン大池〕 〔2工区管路更新工事〕	令 和 5 年 度	104,600千円

事 項	期 間	限 度 額
南部工業用水道改良事業 〔菩提寺加圧ポンプ場〕 〔浸水防止対策工事〕	令和5年度	35,000千円
南部工業用水道改良事業 〔吉川浄水場既施設〕 〔改良その2工事〕	令和5年度	32,000千円
南部工業用水道改良事業 〔湖南団地ライン管路〕 〔更新工事現場技術業務〕	令和5年度	6,000千円
南部工業用水道改良事業 〔栗東市六地藏地先〕 〔配水管整備測量〕 〔調査設計業務〕	令和5年度	70,000千円
土木積算システム データ整理等業務	令和5年度	1,694千円
水道施設点検業務	令和5年度	3,929千円
浄水場運転管理業務	令和5年度から 令和9年度まで	156,012千円
吉川浄水場排水処理施設 運転管理業務	令和5年度から 令和6年度まで	2,833千円
汚泥収集運搬・ リサイクル処分業務	令和5年度	2,695千円
水道用薬品調達業務	令和5年度	7,383千円

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第7条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額をこれらの経費のうち他の経費の金額

に、もしくはこれら以外の経費の金額に流用し、またはこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 130,112千円

(2) 交際費 25千円

(たな卸資産の購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、989千円と定める。

上記の議案を提出する。

令和4年2月14日

滋賀県知事 三日月 大 造